

アフリカゾウの購入について

平成15年11月19日
都 市 整 備 部

1. 経 過

- ① 平成13年7月7日、雌(はなこ)難産により死亡のため、雄(たろう)1頭のみとなり、国内外からの補充について調査検討の結果、海外から幼獣の輸入を決定。
- ② 平成14年4月1日、アフリカゾウ購入契約を有限会社 吉川商会(神戸市)と締結。
(契約額 8,190 千円)
- ③ 南アフリカ、タンザニアからの輸出を模索し、タンザニア政府あて市長名の要請文書を提出(3/31)、同政府がワシントン条約事務局に照会するが「ワシントン条約に基づきゾウ輸出入取引は許可されない」との回答あり(8/11)。
- ④ この間、3度の契約変更により納期を延長したが(現契約の納期:平成16年3月31日)輸入の見通しが立たないことから今後、吉川商会との購入契約を解除の予定。

2. 今後の見通し

(1) 海外からの輸入

複数の国において輸出許可の見通しが立たないことや、種々の情報から、国際的な情勢によりゾウの輸出入が困難となっているものと考えられます。現時点では輸入による補充の見込みがなくなりますが、複数の業者に連絡をとり情報収集しながら調査しておりますので、有効な情報を入手しましたら、納入の可能性を検討して参りたいと考えています。

(2) 国内での補充

輸入による補充が困難となりましたら、国内動物園からの補充も検討します。現在、東京都多摩動物公園に雌の幼獣がいますが、現時点では搬出される見通しが少ないとのことです。また、国内外とも幼獣による補充が困難と判断される場合には、成獣の雌の補充について検討して参りたいと考えています。

<参考>

アフリカゾウ（希少野生動植物）の輸入について

- ・ アフリカゾウは、ワシントン条約で輸出入禁止の動物となっていますので、その目的が学術研究（種の保存のための繁殖研究）の場合のみ認められますが、国内外の環境NGO（環境保護団体）、とりわけヨーロッパ諸国の環境NGOを中心に、動物業者が仲介する場合には商業取引とみなされ、輸出入が困難になってきています。
- ・ また、ワシントン条約の窓口となっている経済産業省や環境省も、環境NGOの活発化に伴い、学術研究目的でも動物業者が介在する場合の輸入には慎重となって来ていることから、輸出入両国（駐日大使館と自治体・動物園）の事前の了承が重要となってきています。